

第一節 願書、申請書の作成方法

I 商標登録出願の願書の作成に際しての留意事項

1. 出願人について

(1) 権利能力（権利の主体となることができる地位又は資格）を有していること

① 自然人（個人）又は法人でなければなりません。

i 任意に組織された法人格のない団体は出願人となることができません。

ii 出願人が自然人（個人）の場合には、氏名は戸籍上のものを記載します。ペンネーム、芸名、雅名等の変名や通称名をもって出願することはできません。なお、【氏名又は名称】の欄において、氏に続けて旧氏を併記（括弧書きで記載）することができます。外国籍を有する者も、これと同様に扱われます。

iii 個人事業者が、屋号（〇〇商店）等をもって出願することは認められませんので、このような場合は個人名義で出願します。

iv 出願人が法人の場合には、法人の名称は登記簿等に登記されている名称を正確に記載し、その代表者の氏名を併せて記載します。なお、法人の【代表者】の欄において、氏に続けて旧氏を併記（括弧書きで記載）することができます。外国籍を有する者も、これと同様に扱われます。

② 日本国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有しない外国人は、下記の条件に該当する場合を除き、商標権及びその他の商標に関する権利を享有することができません。

i その者の属する国において、日本国民に対しその国民と同一の条件により商標権その他の商標に関する権利の享有を認めているとき（相互主義）

ii その者の属する国において、日本国がその国民に対し商標権その他の商標に関する権利の享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件により商標権その他の商標に関する権利の享有を認めることとしているとき（相互主義）

iii 条約に別段の定めがあるとき（パリ条約（2及び3条）、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（2及び3条）、商標法条約又は二国間条約等によって認められる国民）

(2) 手続能力を有していること

① 未成年者及び成年被後見人並びに被保佐人（特7を準用）

i 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人（親権者、後見人等）によらなければ手続を行うことができません。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときはこの限りではありません。未成年者は原則父母が共同で親権者となります（民法818条(3)）。

ii 被保佐人が手続をするには、保佐人の同意を得なければなりません。

iii 法定代理人が手続をする場合であって、後見監督人があるときは、その同意を得なければなりません。

iv これら手続能力のない者のした手続は、追認することができます(特16を準用)。

② 在外者（特8(1)を準用）(日本国内に住所又は居所(法人にあっては営業所)を有しない

者)

在外者は、商標管理人によらなければ、手続をし、又は商標法若しくは同法に基づく命令の規定により行政庁のした処分を不服として訴えを提起することができません。

2. 願書中に表示された法律関係又は事実関係を証明する書面について

(1) 次のいずれかに該当するときは、当該証明書を提出しなければなりません。

- ① 未成年者が出願するとき：法定代理人であることを証明する書面として未成年者の戸籍謄本及び住民票（本籍の記載のあるもの）、並びに法定代理人の住民票(本籍の記載のあるもの)
- ② 成年被後見人が出願するとき：法定代理人であることを証明する書面として後見登記に関する登記事項証明書（後見登記がなされていないときは、成年被後見人の戸籍謄本及び住民票(本籍の記載のあるもの)、並びに法定代理人の住民票(本籍の記載のあるもの))
- ③ 被保佐人が出願するとき：保佐人の同意を証明する書面
- ④ 法定代理人が手続きする場合で、後見監督人があるとき：後見監督人の同意を証明する書面
- ⑤ 代表出願人を選定して出願するとき：代表者であることを証明する書面
- ⑥ 出願手数料を商標法第7条第4項の規定により国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するとき：持分を証明する書面
- ⑦ 復代理人を選定して出願するとき：出願人から代理人に対しての復任権を記載した代理権を証明する書面

(2) 証明書の提出方法

- ① オンライン手続により出願をした場合
 - i 上記(1)①～⑦の証明書は出願後3日以内に「手続補足書」（書面）をもって提出しませぬ（特例施規20）。
 - ii 上記(1)①～⑦の証明書を追完する場合は「手続補正書」（書面）をもって提出します。
- ② 書面により出願をする場合
 - i 上記(1)①～⑦の証明書を書面出願と同時に提出する場合は、願書の「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて当該証明書名を記載するとともに添付書類として当該証明書を提出します。
 - ii 上記(1)①～⑦の証明書を追完する場合は、「手続補正書」（書面）をもって提出します。なお、この場合、願書の「【提出物件の目録】」の欄には当該証明書名を記載するには及びませぬ。

3. 願書の用紙、文字等の物理的要件について

(1) オンライン手続の場合

- ① 1行は36字詰めとし、1ページは29行とします。
- ② 文字は、日本産業規格X0208号で定められている文字を用います。
- ③ 日本産業規格X0208号で定められている文字のうち次の文字は使用できません。
 - i 半角文字
 - ii 「【】」、「」」（日本産業規格X0208号区点番号1-58）及び（区点番号1-59）
 - iii 「▲」、「▼」（区点番号2-5）及び（区点番号2-7）
ただし、欄名の前後に「【】」、「」又は置き換えた文字の前後に一文字ごとに「▲」、「▼」を用いるときを除きます。

(2) 書面の場合

- ① 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはなりません。
- ② 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各2cmとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- ③ 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とします。
- ④ 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書きます。
- ⑤ 半角文字並びに「【】」、「」」、「▲」及び「▼」は用いてはなりません（欄名の前後に「【】及び「」」、又は置き換えた文字の前後に一文字ごとに「▲」、「▼」を用いるときを除きます。）。

4. 願書への提出の年月日の記載について

(1) 特許庁の窓口へ直接提出する場合

特許庁の窓口へ提出する年月日をなるべく記載します。

(2) 郵送する場合

郵便局へ差し出す年月日又は投函の年月日をなるべく記載します。

なお、消印が不明な場合は、特許庁へ到達した年月日が出願日となるので、書留等によることが望ましいです（後日、出願日証明書提出書に書留郵便物受領証を添付して提出すれば、出願日が郵便局へ差し出した年月日に訂正されます）。

5. 出願手数料について

(1) 出願手数料は特許印紙又は現金により納付してください。

- ① 特許印紙による納付を行う場合、書面に直接貼付します。
- ② 現金による納付には、予納制度（参照：第一章第五節）を利用する方法、現金納付制度

(参照：第一章第六節 2～4) を利用する方法、電子現金納付制度 (参照：上記同節 5) を利用する方法、口座振替納付制度 (参照：第一章第七節) を利用する方法及び指定立替納付制度 (参照：第一章第八節) を利用する方法があります。なお、口座振替納付制度を利用できるのはオンラインによる手続に限定されます。また、指定立替納付制度を利用できるのは、オンラインによる手続及び特許庁の窓口での書面手続に限定されます。

(2) 国 (国みなしを含む。) の出願については手数料を要しません。国と国以外の者との共有に係る出願については、国以外のすべての者の持分の割合に応じた手数料が必要になります。その際には、「【手数料の表示】」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載し、かつその持分の割合を証明する書面の提出が必要になります。

6. 願書の【住所又は居所】の欄への住所又は居所の記載について

- ① 住所又は居所は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載します。在外者の住所については、行政区画順 (国、州、市などの順) に原語表音をカタカナ文字で表示します。
- ② 住民票又は登記簿に「無番地」とあるときは、番地の表示方法の一種ですから、住所の一部として「無番地」と記載します。
- ③ 会社、事務所等を居所として表示するときは、「○○株式会社内」、「○○事務所内」のように記載します。
- ④ 団地の名称が通称の地名に転化したり、過去に用いられていた地名が通称として慣用されているような場合も、必ず住民票又は登記簿上の住所を記載します (通称名で出願することは認められません)。
- ⑤ 法人の住所は、必ず本店の所在地を記載します。
- ⑥ 識別番号を記載したときは、【住所又は居所】の欄は設けるには及びません。

7. 法人の法的性質の記載について

出願人が法人の場合であって、その名称中に法人であることを表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄 (「【代表者】」の欄を設けたときはその欄) の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「○○法の規定による法人」、外国法人にあっては「○○国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載します。

8. 法人の代表者の記載について


代理人手続のときは、手続書面への法人の「【代表者】」の記載は不要です。ただし、代理人によらず法人自ら手続をするときは、手続書面に「【代表者】」の欄を設け、代表者の氏名を記載しなければなりません。提出する各種証明書に関しても法人の代表者の氏名を記載しなければなりません。

II 商標登録出願の願書（通常出願）の作成方法

願書（通常出願）は、商標法第5条の規定に基づき、商標法施行規則に定める様式に従い作成し、必要に応じて証明書等を添付します。

1. 書面による願書（通常出願）の様式

商施規様式第2（第2条関係）

【書類名】	商標登録願
(【整理番号】)	
(【提出日】	令和 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【商標登録を受けようとする商標】	
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	
【第 類】	
【指定商品（指定役務）】	
【商標登録出願人】	
(【識別番号】)	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
(【代表者】)	←
(【国籍・地域】)	
【代理人】	
(【識別番号】)	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
(【手数料の表示】)	
(【予納台帳番号】)	
(【納付金額】)	
【提出物件の目録】	
【物件名】	

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。

- 3 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明瞭かつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【】及び「】」を用いるとき又は商標登録を受けようとする商標を記載する欄（以下「商標記載欄」という。）の中に記載するときを除く。）。
- 5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第5条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）第41条の9第1項に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。
- 6 「（【整理番号】）」の欄には、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字若しくは「-」又はそれらの組み合わせからなる記号であって、10字以下のものを記載する。
- 7 【商標登録を受けようとする商標】の欄には、次の要領により記載する。
 - イ 商標登録を受けようとする商標は、商標記載欄の中に記載する。この場合において願書の1ページ目に、必要な商標記載欄を設けることができないときは、【商標登録を受けようとする商標】の欄に「別紙のとおり」と記載し、次ページに【商標登録を受けようとする商標】の欄を設け、その欄の次に商標記載欄を設けて記載する。
 - ロ 商標記載欄の大きさは、8cm平方とする。ただし、特に必要があるときは、15cm平方までの大きさとするができる。
 - ハ 商標登録を受けようとする商標を願書に直接記載するときは、枠線により商標記載欄を設けて記載する。
 - ニ 商標登録を受けようとする商標を記載した書面を願書にはり付けて記載するときは、ロに規定する大きさの用紙を用いるものとし、その用紙を商標記載欄とする。この場合において、商標記載欄を表す枠線を記載してはならず、用紙は、願書の記載事項が隠れず、かつ、容易に離脱しないように用紙の全面をはり付ける。
 - ホ 第4条、第4条の2、第4条の3、第4条の4第2号又は第4条の6の規定により商標登録を受けようとする商標を異なる2以上の図又は写真によって記載する場合は、2以上の商標記載欄を設けることができる。この場合において、特に必要があるときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の日本産業規格A列4

番の大きさの用紙（原則として1枚）に「【商標登録を受けようとする商標】」の欄を設けて、その欄の次に商標記載欄を設けて記載することができる。この場合において、用紙の左に2cm、上に2cm、右及び下に各3cmの余白をとり、容易に離脱しないようにとじるものとする。

ヘ 音商標について商標登録を受けようとする場合であって、特に必要があるときは、2以上の商標記載欄を設けることができる。この場合において、特に必要があるときは、【商標登録を受けようとする商標】の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の日本産業規格A列4番の大きさの用紙（原則として1枚）に【商標登録を受けようとする商標】の欄を設けて、その欄の次に商標記載欄を設けて記載することができる。この場合において、用紙の左に2cm、上に2cm、右及び下に各3cmの余白をとり、容易に離脱しないようにとじるものとする。

ト 商標記載欄には、別段の定めがある場合を除き陰影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号、又は文字、その他商標を構成しない線、符号、図形又は文字を記載してはならない。

チ 描き方は、濃墨、容易に変色若しくは退色しない絵の具ではなく離さないように鮮明に描くか、あるいは印刷又は複写等により鮮明で容易に消すことができないように記載することとし、鉛筆、インキ、クレヨン又はカーボンペーパーを使用してはならない。また、パラフィン紙その他表示される文字、図形等が容易にはげおちるおそれがある用紙に記載してもならない。

リ 商標登録を受けようとする商標は、別段の定めがある場合を除き写真、青写真又ははり合わせたものによって記載してはならない。

ヌ 活字により商標を表示するとき（マ、ソ及びツに該当する場合を除く。）は、見やすい大きさの活字（原則として20ポイントから42ポイントまで）を用いる。

ル 第4条、第4条の2、第4条の3、第4条の4第2号又は第4条の6の規定により商標登録を受けようとする商標を異なる2以上の図又は写真によって記載するときは、各図又は各写真を同一縮尺で記載し、各図又は各写真の間に十分な余白を設ける。この場合において、各図又は各写真の内容を説明するために必要な図又は写真の番号を記載することができる。この場合は、当該番号の記載が商標を構成する要素ではない旨を「【商標の詳細な説明】」の欄に記載する。

ヲ 標準文字のみによって商標登録を受けようとする商標は、特許庁長官の指定するところに従い、黒色で、かつ、大きさ及び書体が同一の活字等（大きさは10ポイント以上とする。）を用いて、一行に横書きで記載する。

ワ 動き商標について商標登録を受けようとするときは、その商標の変化（商標に係る文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合の移動を含む。以下同じ。）の状態を特定するための指示線、符号又は文字を記載することができる。この場合は、当該記載によりどのように商標の変化の状態が特定されるのかを「【商標の詳細な説明】」の欄に記載する。

カ ホログラム商標について商標登録を受けようとするときは、その商標の変化の前後の状態

を特定するための指示線、符号又は文字を記載することができる。この場合は、当該記載によりどのように商標の変化の前後の状態が特定されるのかを「【商標の詳細な説明】」の欄に記載する。

コ 第4条の3第2号の規定により立体商標を図又は写真によって記載するときは、商標登録を受けようとする立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。）及び商標を構成しないその他の部分を表示するための線、点、その他のものを記載することができる。この場合は、当該記載によりどのように当該立体的形状が特定されるのかを「【商標の詳細な説明】」の欄に記載する。

タ 第4条の4第1号の規定により色彩のみからなる商標を図又は写真によって記載するときは、なるべく商標登録を受けようとする色彩が全体にわたり表示された図又は写真によって記載する。

レ 第4条の4第2号の規定により色彩のみからなる商標を図又は写真によって記載するときは、商標登録を受けようとする色彩及びそれを付する位置を特定するための線、点その他のものを記載することができる。この場合は、当該記載によりどのように当該色彩及びそれを付する位置が特定されるのかを「【商標の詳細な説明】」の欄に記載する。

ソ 音商標について商標登録を受けようとするときは、音符、休符、音部記号、テンポ、拍子記号、歌詞その他の商標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項を記載する。

ツ 第4条の5の規定により音商標を文字を用いて記載するときは、黒色で、かつ、大きさ及び書体が同一の活字等（大きさは原則として7ポイント以上とする。）を用いて、横書きで記載する。この場合において、音商標を外国語で記載することができる。

ネ 位置商標について商標登録を受けようとするときは、その商標に係る標章及びそれを付する位置を特定するための線、点その他のものを記載することができる。この場合は、当該記載によりどのように当該標章及びそれを付する位置が特定されるのかを「【商標の詳細な説明】」の欄に記載する。

8 第4条、第4条の2、第4条の3、第4条の4又は第4条の6の規定により商標登録を受けようとする商標を写真によって記載するときは、次の要領による。

イ 写真の大きさは、原則8cm平方とし、背景に他のものが入らないものであって、容易に変色又は退色しないものを用いる。ただし、特に必要があるときは、15cm平方までの大きさのものを用いることができる。

ロ 写真は、商標記載欄に、願書の記載事項が隠れず、かつ、容易に離脱しないように写真の全面をはり付ける。

ハ 写真は、折ってはならない。

9 動き商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【動き商標】」の欄を加える。

10 ホログラム商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【ホログラム商標】」の欄を加える。

11 立体商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【立体商標】」の欄を加える（備考9、10及び14に該当するときを除

く。)

- 12 色彩のみからなる商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【色彩のみからなる商標】」の欄を加える（備考9及び10に該当するときを除く。)
- 13 音商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【音商標】」の欄を加える。
- 14 位置商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【位置商標】」の欄を加える（備考9及び10に該当するときを除く。)
- 15 標準文字のみによって商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【標準文字】」の欄を加える。
- 16 商標法第5条第4項の規定により商標の詳細な説明を記載するときは、「【動き商標】」、「【ホログラム商標】」、「【立体商標】」、「【色彩のみからなる商標】」、「【音商標】」又は「【位置商標】」の欄の次に「【商標の詳細な説明】」の欄を設けて記載する。ただし、第4条の8第1項各号に掲げる商標以外の商標の商標登録出願についての願書には、「【商標の詳細な説明】」の欄を設けてはならない。
- 17 「【商標の詳細な説明】」の欄には、文字及び符号のみを記載し、図、表等を記載してはならない。
- 18 「【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】」の欄には、次の要領により記載する。
 - イ 「【指定商品（指定役務）】」は、商品（役務）の内容及び範囲を明確に理解することができる表示をもって記載する。指定商品（指定役務）を具体的に説明する必要があるときは、説明書に、「指定商品（指定役務）の説明」と記載し、商品の生産、製造若しくは使用の方法、原材料、構造、効能若しくは用途又は役務の内容、効能、提供の方法若しくは用途の説明その他の必要な説明を記載する。この場合において、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて「指定商品（指定役務）の説明書」と記載する。
 - ロ 2以上の商品（役務）を指定する場合は、それぞれの指定商品（指定役務）の区切りにコンマ（,）を付さなければならない。
 - ハ 商品及び役務の区分が2以上ある場合は、区分の番号順に、商品及び役務の区分並びにその区分に属する指定商品（指定役務）を次のように、繰り返して記載する。

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

- 19 商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、説明書に「商標法第5条第6項ただし書の適用」と記載し、その次に商標登録を受けようとする商標を記載し、引出線、文字その他のものにより、色彩を付すべき範囲を明らかにして商標記載欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を記載する。この場合において、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて「商標法第5条第6項ただし書説明書」と記載する。ただし、「【商標の

【詳細な説明】」の欄に、色彩を付すべき範囲を明らかにして商標記載欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を記載した場合には、説明書に記載するには及ばない。

- 20 「【識別番号】」は、なるべく記載するものとし、記載しないときは「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 21 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 22 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 23 「【商標登録出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあっては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、商標登録出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 24 「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記載する。法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあっては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 25 商標登録出願人が外国人であって住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、商標登録出願人が外国人であって氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあっては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 26 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 27 商標登録出願人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考26に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。
- 28 「（【国籍・地域】）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。
- 29 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記録し、弁護士の

ときは、「【弁護士】」と記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。

30 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあつては、「【代表者】」）の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「商標登録出願人〇〇の代理人」のように記載する。ただし、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人の場合にあつては、「【代理関係の特記事項】」の欄に、「商標登録出願人〇〇の代理人」と、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を行を改めて記載する。

31 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは、「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

32 「【商標登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により商標登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【商標登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「〇／〇」のように分数で記載し、商標登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される商標登録出願人を第一番目の「【商標登録出願人】」の欄に記載し、「【商標登録出願人】」（商標登録出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」）の次に「【代表出願人】」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「〇〇の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【商標登録出願人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【商標登録出願人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

(【識別番号】)
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

【代理人】

(【識別番号】)
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

- 33 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「(【識別番号】)」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

(【識別番号】)
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

【選任した代理人】

(【識別番号】)
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

- 34 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成2年法律第30号。以下「特例法」という。)第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額(「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。)を記載する。以下この様式において同じ。)を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申し出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

- 35 第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。

- 36 第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により商標法第35条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法(明治29年法律第89号)第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設け

て、その旨を記載する。

- 37 商標法第68条の32第1項及び同法第68条の33第1項の規定による商標登録出願をするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨及び議定書第6条(4)の規定により取り消された又は議定書第15条(5)(b)の規定による議定書の廃棄に係る国際登録の番号を記載する。この場合において、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、事後指定が国際登録簿に記録された日を記載する（備考36において特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。
- 38 第7条の規定により、商標法第9条第1項の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「（【整理番号】）」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「商標法第9条第1項の規定の適用を受けようとする商標登録出願」と記載する。
- 39 第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定によりパリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権の主張をする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【パリ条約による優先権等の主張】
- 【国・地域名】
- 【出願日】
- 【出願番号】
- 【パリ条約による優先権等主張】
- 【国・地域名】
- 【出願日】
- 【出願番号】
- 40 「（【提出日】 令和 年 月 日）」には、なるべく提出する日を記載する。
- 41 願書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 42 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
- 43 とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。
- 44 第22条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（商標権に係るものにあつては、商標登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（商標権に係るものにあつては、商標登録番号、書類名及びその

提出日)を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】


【物件名】

【援用の表示】

- 45 商標法第4条第1項第9号に規定する博覧会の賞を受けた者が、商標の一部としてその賞と同一又は類似する標章の使用をする商標について商標登録を受けようとする場合において、その賞を受けたことを証明する書面を添付するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」を設けて、「〇〇博覧会〇〇賞を受けたことを証明する書面」のように記載する。
- 46 商標法第5条第4項の規定により経済産業省令で定める物件を添付するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、「商標法第5条第4項の物件」と記載する。

Ⅲ 団体商標登録出願の願書の作成方法

1. 書面による願書の様式（商施規様式第3（第2条関係））

【書類名】	団体商標登録願
（【整理番号】）	
（【提出日】	令和 年 月 日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【商標登録を受けようとする商標】	
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	
【第 類】	
【指定商品（指定役務）】	
【商標登録出願人】	
（【識別番号】）	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
（【代表者】）	←
（【国籍・地域】）	
【代理人】	
（【識別番号】）	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
（【手数料の表示】）	
（【予納台帳番号】）	
（【納付金額】）	
【提出物件の目録】	
【物件名】	商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面 1

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

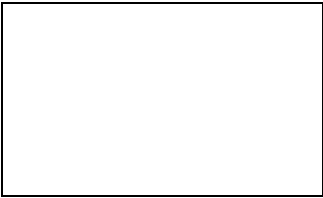
[備考]

- 1 「商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面」は、登記事項証明書等とする。
- 2 その他は、様式第2の備考と同様とする。

※備考1に記載の「登記事項証明書」については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出を要しません。詳細は第7章問14「5. 登記事項証明書の添付省略について」をご参照ください。

IV 地域団体商標登録出願の願書の作成方法

1. 書面による願書の様式（商施規様式第3の2（第2条関係））

<p>【書類名】 地域団体商標登録願 （【整理番号】） （【提出日】 令和 年 月 日） 【あて先】 特許庁長官殿 【商標登録を受けようとする商標】  【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】 【第 類】 【指定商品（指定役務）】 【商標登録出願人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 （【代表者】） ← （【国籍・地域】） 【代理人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 （【手数料の表示】） （【予納台帳番号】） （【納付金額】） 【提出物件の目録】 【物件名】 商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面 1 【物件名】 商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類 1</p>	<p>代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。</p>
--	---------------------------------------

〔備考〕

- 1 【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】の欄には、次の要領により記載する。
イ 「【指定商品（指定役務）】」は、商品（役務）の内容及び範囲を明確に理解することができる表示をもって記載する。地域の名称と商品（役務）との関係を、例えば、次のように記載する。
① 地域の名称が商品の産地であれば、「○○（地域の名称）産の○○（商品名）」と記載する。
② 地域の名称が商品の主要な原材料の産地であれば、「○○（地域の名称）産の○○（原材料名）を主要な原材料とする○○（商品名）」と記載する。

- ③ 地域の名称が商品の製法の由来地であれば、「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された〇〇（商品名）」と記載する。
- ④ 地域の名称が役務の提供の場所であれば、「〇〇（地域の名称）における〇〇（役務名）」と記載する。
- ロ 指定商品（指定役務）を具体的に説明する必要があるときは、説明書に、「指定商品（指定役務）の説明」と記載し、商品の生産、製造若しくは使用の方法、原材料、構造、効能若しくは用途又は役務の内容、効能、提供の方法若しくは用途の説明その他の必要な説明を記載する。この場合において、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて「指定商品（指定役務）の説明書」と記載する。
- ハ 2以上の商品（役務）を指定する場合は、それぞれの指定商品（指定役務）の区切りにコンマ（,）を付さなければならない。
- ニ 商品及び役務の区分が2以上ある場合は、区分の番号順に、商品及び役務の区分並びにその区分に属する指定商品（指定役務）を次のように、繰り返して記載する。

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

- 2 「商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面」は、登記事項証明書等及び同項の定めが規定されている組合等の設立根拠法律の写しとする。この場合において、当該写しに代えて「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、当該設立根拠法律の該当条文その他必要な事項を記載することができる。
- 3 「商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類」は、出願に係る商標構成中の地域の名称と商標の使用をしている商品（役務）との密接な関連性を示す新聞、雑誌、書籍等の記事若しくはパンフレット、カタログ、広告又は商品（役務）に関する商標の使用規則等とする。
- 4 商標法第7条の2第1項の規定による商標登録を受けようとする商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていることを証明する必要があるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて「商標法第7条の2第1項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類」と記載し、当該書類を添付する。
- 5 その他は、様式第2の備考と同様とする。

※備考2に記載の「登記事項証明書」については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出を要しません。詳細は第7章問14「5. 登記事項証明書の添付省略について」をご参照ください。

V 商標登録出願の願書（特殊出願）の作成方法

1. 商標法第10条第1項の規定による商標登録出願（分割出願）

商施規様式第4（第2条関係）

【書類名】 商標登録願

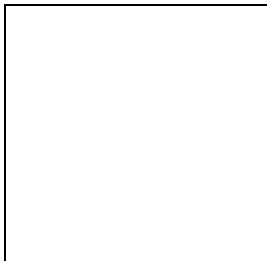
（【整理番号】）

【特記事項】 商標法第10条第1項の規定による商標登録出願

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

【商標登録出願人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【代表者】）

（【国籍・地域】）

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】

←
代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は
不要です。

[備考]

- 1 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」、
「【出願日】」には「令和何年何月何日」のようにもとの商標登録出願の年月日を記載する。
ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「令和何年何月何日提出の商標登録願」のようにもとの商標登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に
「【整理番号】」の欄を設けて、もとの商標登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。
- 2 商標法第68条第1項において準用する同法第10条第1項の規定による防護標章登録出願をするときは、「【書類名】」の欄を「防護標章登録願」とし、「【特記事項】」の欄を「商標法第68条第1項において準用する同法第10条第1項の規定による防護標章登録出願」とし、
「【商標登録を受けようとする商標】」を「【防護標章登録を受けようとする標章】」とし、
「【商標登録出願人】」を「【防護標章登録出願人】」とし、「【原出願の表示】」の欄の次に「【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】」の欄を加え、当該登録番号を記載する。
- 3 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。
【包括委任状番号】
【包括委任状番号】
- 4 その他は、様式第2の備考と同様とする。この場合において、商標法第68条第1項において準用する同法第10条第1項の規定による防護標章登録出願をする場合であって、もとの防護標章登録出願に係る標章の詳細な説明が英語によって記載したものであるときは、標章の詳細な説明の記載は、英語でしなければならない。

2. 商標法第11条第1項の規定による商標登録出願（変更出願）

商施規様式第5（第2条関係）

【書類名】 商標登録願

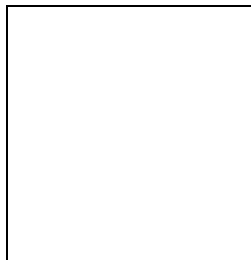
（【整理番号】）

【特記事項】 商標法第11条第1項の規定による商標登録出願

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

【商標登録出願人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【代表者】）

（【国籍・地域】）

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は
不要です。

〔備考〕

- 1 「【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】」の欄に記載すべき事項が原出願の願書に記載した事項と同じであるときは、「【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】」の次に「【援用の表示】」の欄を設け「原出願と同じ」と記載する。
- 2 通常の商標登録出願に変更するときは、「特記事項」の欄に「商標法第11条第1項の規定による商標登録出願」又は「商標法第11条第2項の規定による商標登録出願」と記載する。
- 3 団体商標の商標登録出願に変更するときは、「【書類名】」の欄に「団体商標登録願」とし、「【特記事項】」の欄に「商標法第11条第2項の規定による商標登録出願」又は「商標法第11条第3項の規定による商標登録出願」と記載し、商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面を添付する。
- 4 地域団体商標の商標登録出願に変更するときは、「【書類名】」の欄に「地域団体商標登録願」とし、「【特記事項】」の欄に「商標法第11条1項の規定による商標登録出願」又は「商標法第11条第3項の規定による商標登録出願」と記載し、商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面及び同条第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類を添付する。
- 5 第8条の規定により商標登録を受けようとする商標及び商標の詳細な説明の記載を省略するときは、「【商標登録を受けようとする商標】」及び「【商標の詳細な説明】」の欄の次にそれぞれ「【援用の表示】」の欄を設け「変更を要しないため省略する。」と記載する。同条の規定により商標法第5条第4項の物件の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、「商標法第5条第4項の物件」と記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設け「変更を要しないため省略する。」と記載する。第22条第8項において準用する意匠法施行規則第9条第2項の規定により証明書の提出を省略するときは「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返して設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

- 6 その他は、様式第2の備考、様式第3の備考1、様式第3の2の備考1から4まで並びに様式第4の備考1及び3と同様とする。

3. 商標法第12条第1項の規定による商標登録出願（出願変更）

商施規様式第6（第2条関係）

【書類名】 商標登録願

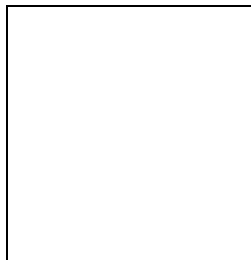
（【整理番号】）

【特記事項】 商標法第12条第1項の規定による商標登録出願

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

【商標登録出願人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【代表者】）

（【国籍・地域】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

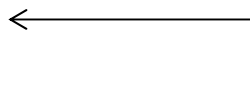
（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】



代理人手続のときは、法人にあっては【代表者】の欄は
不要です。

[備考]

- 1 団体商標の商標登録出願に変更するときは、「【書類名】」の欄に「団体商標登録願」と記載し、商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面を添付する。
- 2 地域団体商標の商標登録出願に変更するときは、「【書類名】」の欄に「地域団体商標登録願」と記載し、商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面及び同条第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類を添付する。
- 3 防護標章登録出願に変更するときは、「【書類名】」の欄に「防護標章登録願」と記載し、「【特記事項】」の欄の「商標法第12条第1項の規定による商標登録出願」を「商標法第65条第1項の規定による防護標章登録出願」とし、「【商標登録を受けようとする商標】」を「【防護標章登録を受けようとする標章】」とし、「【商標登録出願人】」を「【防護標章登録出願人】」とし、「【原出願の表示】」の欄の次に「【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】」の欄を設けて、当該登録番号を記載する。
- 4 その他は、様式第2の備考、様式第3の備考1、様式第3の2の備考1から4まで、様式第4の備考1及び3並びに様式第5の備考5と同様とする。この場合において、防護標章登録出願に係る商標登録が国際登録に基づく商標権であって、その商標の詳細な説明が英語によって記載したものであるときは、標章の詳細な説明の記載は、英語でしなければならない。また、もとの防護標章登録出願に係る標章の詳細な説明が英語によって記載したものである場合は、商標の詳細な説明の記載は、日本語でなければならない。

4. 商標法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する商標登録出願

(補正却下後の新出願)

商施規様式第9 (第2条関係)

【書類名】 商標登録願

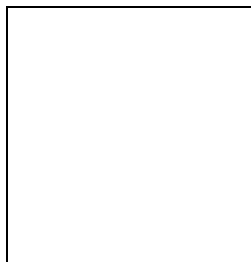
(【整理番号】)

【特記事項】 商標法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する
商標登録出願

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品 (指定役務)】

【原出願の表示】

【出願番号】

【手続補正書提出日】

【商標登録出願人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【代表者】)

(【国籍・地域】)

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【提出物件の目録】

【物件名】

←
代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は
不要です。

〔備考〕

- 1 「【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】」の欄に記載すべき事項が原出願の願書に記載した事項と同じであるときは、「【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】」の欄の次に「【援用の表示】」の欄を設けて「原出願と同じ」と記載し、商標法第16条の2（同法第68条第2項において準用する場合を含む。）の規定により却下された補正による補正後のものと同じであるときは「令和何年何月何日にした補正による補正後と同じ」のように記載する。
- 2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」、「【手続補正書提出日】」には、「令和何年何月何日」のようにもとの商標（防護標章）登録出願の番号及び商標法第16条の2（同法第68条第2項において準用する場合を含む。）の規定により却下された補正についての手続補正書の提出の年月日を記載する。
- 3 団体商標の商標登録出願をするときは、「【書類名】」を「団体商標登録願」と記載し、商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面を添付する。
- 4 地域団体商標の商標登録出願をするときは、「【書類名】」の欄に「地域団体商標登録願」と記載し、商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面及び同条第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類を添付する。
- 5 商標法第68条第2項において準用する同法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する防護商標登録出願をするときは、「【書類名】」を「防護標章登録願」とし、「【特記事項】」の欄の「商標法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する商標登録出願」を「商標法第68条第2項において準用する同法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する防護標章登録出願」とし、「【商標登録を受けようとする商標】」を「【防護標章登録を受けようとする標章】」とし、「【商標登録出願人】」を「【防護標章登録出願人】」とし、「【原出願の表示】」の欄の次に「【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】」の欄を加える。
- 6 その他は、様式第2の備考、様式第3の備考1、様式第3の2備考1から4まで、様式第4の備考3並びに様式第5の備考5と同様とする。この場合において、商標法第68条第2項において準用する同法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する防護標章登録出願をするときは、当該防護標章登録出願に係る商標登録が国際登録に基づく商標権であって、その商標の詳細な説明が英語によって記載したものであるときは、標章の詳細な説明の記載は、英語でしなければならない。

VI 防護標章登録出願の願書の作成方法

商施規様式第7（第2条関係）

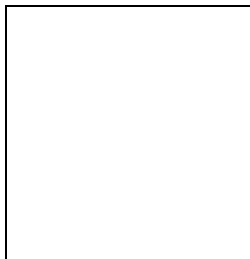
【書類名】 防護標章登録願

（【整理番号】）

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【防護標章登録を受けようとする標章】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】

【防護標章登録出願人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【代表者】）

（【国籍・地域】）

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】

←

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

[備考]

- 1 「【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】」には、防護標章登録出願に係る商標登録の番号を「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように記載する。この場合において、防護標章登録出願に係る商標登録が国際登録に基づく商標権である場合は、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「防護標章登録に係る商標登録は国際登録に基づく商標権である。」と記載する。
- 2 その他は、様式第2の備考と同様とする。この場合において、防護標章登録出願に係る商標登録が国際登録に基づく商標権であって、その商標の詳細な説明が英語によって記載したものであるときは、標章の詳細な説明の記載は、英語でしなければならない。

Ⅶ 防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願の願書の作成方法

商施規様式第8（第2条関係）

【書類名】	防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願
(【整理番号】)	
(【提出日】	令和 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【防護標章登録の登録番号】	
【更新登録出願人】	
(【識別番号】)	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
(【代表者】)	←
(【国籍・地域】)	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
(【手数料の表示】)	
(【予納台帳番号】)	
(【納付金額】)	
【提出物件の目録】	
【物件名】	

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

[備考]

- 1 防護標章登録に基づく権利に係る商品及び役務の区分の数を減じて存続期間の更新登録の出願をするときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄の次に「【商品及び役務の区分】」の欄を設けて、更新登録を求める商品及び役務の区分のみを次のように記載する。
【商品及び役務の区分】
【第○類】
【第○類】
- 2 商標法第65条の3第3項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「(【手数料の表示])」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「商標法第65条の3第3項の規定による防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願」と記載する。
- 3 その他は、様式第2の備考及び様式第4の備考3と同様とする。

※防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願期間を経過した場合の救済措置

商標法第65条の3第2項に規定する期間内に防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願ができなかったことが「故意によるものでない」ときは、防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願が認められます。

この場合、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をすることができるようになった日から2月以内で、期間経過後6月以内に限り、防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願をすることができます（商65の3(3)、商施規2(9)）。防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願をする際には、「①所定の期間内に手続をすることができなかった理由及び手続をすることができるようになった日」の記載及び「②手続をしなかったことが故意によるものでない」ことを表明した回復理由書を提出しなければなりません。なお、「故意でない基準」により回復理由書を提出する際には、回復手数料（86,400円）を納付しなければなりません（特別表第11号、手数料令4(2)⑤）。

「故意でない基準」による期間徒過後の救済に係る手続の詳細は、特許庁ホームページ「期間徒過後の救済規定に係る回復要件が「正当な理由があること」から「故意によるものでないこと」に緩和されます」

(https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai_method2.html)を参照してください。

※令和5年4月1日以降に手続期間を徒過した手続が「故意でない基準」の対象となります。令和5年3月31日以前に手続期間を徒過した案件は、「正当な理由があること」が回復要件となります。「正当な理由があること」の救済対象手続及び回復要件については、「期間徒過後の救済規定に係るガイドライン（令和3年4月26日改訂版）」

(https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai_method.html)を参照してください。

なお、当該規定が適用されるのは、平成24年4月1日時点で、現に存するもの、すなわち本来の防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願できる期間が満了していない場合です。それ以前に防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願できる期間が満了している場合には、当該規定は適用されません（平成23年改正法附則第5条6項）。

商施規様式第8の2（第2条、第10条、第18条の2及び第20条関係）

【書類名】	回復理由書
（【提出日】	令和 年 月 日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【防護標章登録の登録番号】	
【更新登録出願人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【回復の理由】

(【手数料の表示】)

(【納付書番号】)

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付書によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【納付書番号】)」には納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは「(【手数料の表示】)」の欄の「(【納付書番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【納付書番号】)」を「【指定立替納付】」とし、「【指定立替納付】」の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。備考3に該当する場合にあっては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。ただし、商標法別表第5号中欄括弧書の者が手続をするときは特許印紙は不要とする。
- 2 商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄を「【商標登録番号】」とし、「【更新登録出願人】」の欄を「【更新登録申請人】」とする。商標法附則第3条第3項の規定により書換登録の申請をするときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄を「【商標登録番号】」とし、「【更新登録出願人】」の欄を「【書換登録申請者】」とする。防護標章登録に基づく権利について、商標法附則第3条第3項の規定により書換登録の申請をするときは、「【更新登録出願人】」の欄を「【書換登録申請者】」とする。
- 3 第2条第14項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る防護標章登録の登録番号(防護標章登録の登録番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。

【別紙】

防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号、防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号、
防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号、防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号、

また、第10条第8項、第18条の2第6項及び第20条第7項の規定により2以上の事件について回復理由書を提出するときも同様とする。この場合において、「防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号」とあるのは「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号」とする。

4 「【更新登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【更新登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【更新登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

5 「【回復の理由】」の欄には、所定の期間内に手続をしなかったことが故意によるものでないことを表明するものとする。また、所定の期間内に手続をすることができなかつた理由及び手続をすることができるようになった日について簡明に記載する。

6 第2条第12項、第10条第6項、第18条の2第4項及び第20条第5項の規定により同項の申出書の提出を省略しようとするときは、「【回復の理由】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、当該申出及び手続をすることができなかつた理由について具体的に記載する。

7 その他は、様式第2の備考1から4まで、20から24まで、26、29、31、34及び40から44までと同様とする。この場合において、様式第2の備考23中「【商標登録出願人】」とあるのは、商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「【更新登録申請人】」と、商標法第65条の3第3項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「【更新登録出願人】」と、商標法附則第3条第3項の規定により書換登録の申請をするときは、「【書換登録申請者】」と、「商標登録出願人」とあるのは、商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「更新登録申請人」と、商標法第65条の3第3項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「更新登録出願人」と、商標法附則第3条第3項の規定による書換登録の申請をするときは、「書換登録申請者」と読み替えるものとする。

分割・変更等に係る商標登録出願の願書の【特記事項】の欄への記載事項一覧

1	商標法第10条第1項の規定による商標登録出願	分割出願（通常、団体、地域）
2	商標法第68条第1項において準用する同法第10条第1項の規定による防護標章登録出願	分割出願（防護）
3	商標法第11条第1項の規定による商標登録出願	変更出願（団体→通常、地域）
4	商標法第11条第2項の規定による商標登録出願	変更出願（地域→通常、団体）
5	商標法第11条第3項の規定による商標登録出願	変更出願（通常→団体、地域）
6	商標法第12条第1項の規定による商標登録出願	変更出願（防護→通常、団体、地域）
7	商標法第65条第1項の規定による防護標章登録出願	変更出願（通常、団体、地域→防護）
8	商標法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する商標登録出願	補正却下に基づく新出願（通常、団体、地域）
9	商標法第55条の2第3項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する商標登録出願	補正却下に基づく新出願（審判（通常、団体、地域））
10	商標法第60条の2第2項において準用する同法第55条の2第3項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する商標登録出願	補正却下に基づく新出願（再審（通常、団体、地域））
11	商標法第68条第2項において準用する同法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する防護標章登録出願	補正却下に基づく新出願（防護）
12	商標法第68条第4項において準用する同法第55条の2第3項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する防護標章登録出願	補正却下に基づく新出願（審判（防護））
13	商標法第68条第5項において準用する同法第60条の2第2項において準用する同法第55条の2第3項において準用する意匠法第17条の3第1項において規定する防護標章登録出願	補正却下に基づく新出願（再審（防護））
14	商標法第9条第1項の規定の適用を受けようとする商標登録出願	出願時の特例（博覧会）